

公 告

単契第 18 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和7年2月5日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名
- (2) 契約内容
- (3) 納入期限
- (4) 納入場所
- (5) 入札方法

測量船塵屑処理(京浜港東京区)(単価契約)
仕様書のとおり
令和 8 年 3 月 31 日
仕様書のとおり
電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難しい者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「役務の提供等」の A, B, C又はD等級

3 証明書等の提出期限、提出方法

(証明書等提出期限) 令和 7 年 2 月 20 日 17 時 00 分
(提出方法)
・電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。
(1)確認書(電子調達用)
(2)資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

・紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口 に直接提出又は郵送により提出すること。
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものの郵送に限る)
(1)紙入札方式参加願(紙入札用)
(2)資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

4 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係
03-3591-6361 (内線 2821)

5 入札説明書の交付期間、交付方法

(入札説明書等の交付期間)
令和 7 年 2 月 5 日 から 令和 7 年 2 月 20 日 まで
(交付方法)
入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4ippan.html>
また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。

6 入札書等の提出期限

令和 7 年 3 月 5 日 17 時 00 分

7 開札の日時場所

令和 7 年 3 月 6 日 15 時 20 分 海上保安庁入札室

8 入札保証金および契約保証金

免除

9 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 海上保安庁入札・見積者心得書による。
- (2) 本調達は、予定数量に対する総価で見積もる単価契約とする。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否

要(ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある)

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

12 仕様に関する問い合わせ先

海上保安庁海洋情報部企画課
03-3595-3601 (下久保 内線85-2213)

本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

以上公告する。

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 単契第 18 号

契約件名： 測量船塵屑処理（京浜港東京区）（単価契約）

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

別紙－1 入札書（海上保安庁様式）

様式－1 紙入札方式参加願

様式－2 紙契約方式承諾願

様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）

様式－4 電子証明書変更承諾申請書

様式－5 期間委任状

様式－6 都度委任状

別冊 契約書（案）

別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和7年2月5日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

(1) 契約件名

測量船塵屑処理（京浜港東京区）（単価契約）

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月31日

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1

海上保安庁海洋情報部企画課 下久保

03-3595-3601

（内線85-2213）

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定は、最低価格落札方式で行うが、本調達は単価契約であることから、当庁が提示する予定数量に対する総価をもって入札すること。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免 除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認できるものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	jtd形式のもの
2	Microsoft Word	docx形式またdoc形式のもの
3	Microsoft Excel	xlsx形式またxls形式のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることができる。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和7年2月20日 17時00分
各提出書類の提出先は次のとおりです。
○電子調達システムにより入札参加する場合
・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）

- 紙入札により入札参加する場合
・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5(2)）
・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5(2)）

- (6) 証明書等審査結果の通知
4(1)により提出された証明書等の審査結果を、 令和7年2月26日 までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係 山葉多 朋子

TEL03-3591-6361

内線 2821

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和7年2月5日 から 令和7年2月20日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和7年3月5日

17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証書を取得している者であること。）

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
- ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
- イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
- カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
- ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時： 令和7年3月6日 15時20分

場所： 海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことのできることを要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
- 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、四半期払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (11) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

入 札 書

一金

ただし 測量船塵屑処理（京浜港東京区）（単価契約）

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(単 18)

1. 発注件名 測量船塵屑処理（京浜港東京区）（単価契約）

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 測量船塵屑処理（京浜港東京区）（単価契約）

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確 認 書

件 名: 測量船塵屑処理(京浜港東京区)(単価契約)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等
部署名
確認者
※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)
入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなる
* 上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。
担当者名:
電話番号:
メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名：

測量船塵屑処理(京浜港東京区)(単価契約)

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名)：
担当者(会社名・部署名・氏名)：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名：測量船塵厨芥処理（京浜港東京区）（単価契約）」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

排出事業者：支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹（以下「甲」という。）と、
 収集運搬業者：_____（以下「乙」という。）は、
 下記の事業場から排出される一般廃棄物（以下「廃棄物」という）の収集運搬業務に関し、次の通り契約を締結する。

可燃物…

5. (収集運搬に関する積替保管)

乙は、甲から委託された一般廃棄物の積替え又は保管を行わない。

第3条 (業務遂行)

乙は、従業員の身元並びに風紀、衛生及び作業規律の維持に関し、責任を持つとともに、甲の設備、器物、財産等の破損及び危険防止に留意する。

第4条 (清掃保持)

甲及び乙は、それぞれ協力して廃棄物保管場所等の衛生面及び清掃保持に努めるとともに、火災等の災害防止に留意する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

第7条 (業務完了報告書の提出)

乙は、甲から委託された一般廃棄物の収集運搬業務が完了したときは、直ちに業務完了報告書を作成し、甲に提出する。

第8条 (甲乙の義務と責任の範囲)

1. 甲は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、乙の求めに応じて、乙に通知するものとする。
なお、委託期間中、次項に定める事項について変更があった場合には、乙に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を通知するものとする。
 - ① 一般廃棄物の性状及び荷姿に関する事項：車輛によるバラ積み搬入
 - ② 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項：なし
 - ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項：なし
 - ④ その他当該一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項：なし
2. 乙は、甲から委託された一般廃棄物をその積込み作業の開始から、第2条第4項に定める運搬先の所在地における荷下ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
3. 乙が前項の業務の過程において、法令に違反した業務を行い又は過失によって、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。この場合、乙は、甲に対し、個人情報の漏洩、排出事業者が甲と特定しうる廃棄物の不法投棄、及び第12条の機密保持義務の違反によって甲が被った損害についても、賠償責任を負う。
4. 甲又は第三者が不注意、若しくは故意により、物品器材等を集積場所に置き、乙が一般廃棄物として処理し損害が発生しても、乙は甲又は第三者に対して責任を負わない。

第9条 (業務の調査等)

甲は、本契約にかかる乙による廃棄物の収集運搬が法令等の定めに基づき適正に行われているかを確認するため、乙に対して、事前に通知の上、乙の事業場・運搬車輛等に立ち入ること、許可証及び業務管理報告書等の保管状況を確認すること、及び当該収集運搬の状況にかかる報告を求めることができる。

第10条（委託料の支払）

1. 甲は、乙に対し、第 7 条に定める業務完了報告書を受け取った後、第 2 条第 3 項に定める委託単価、及び報告した廃棄物の計量結果に基づき算出される 1 ヶ月毎の適法な支払請求書を受理してから 30 日以内に海上保安庁において支払う。
2. 経済事情に著しい変動があったとき、又は東京 23 区の廃棄物処理手数料の改定、若しくは廃棄物処理数量の著しい増減その他正当な事由があったときは、委託料の改定等につき、甲乙間で協議するものとする。

第11条（契約期間）

本契約の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

第12条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第13条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、この契約を解除することができる。
2. 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた一般廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - ① 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その一般廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている一般廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の一般廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
 - ② 甲の義務違反により乙が解除した場合乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の一般廃棄物を、甲の費用をもって当該一般廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
3. 第 1 項に定めるほか、乙が、 区の一般廃棄物収集運搬業の許可を喪失した場合は、本契約は自動的に解除するものとする。また乙が法律等の違反行為を行い監督官庁から営業停止を受けた場合も同様とする。これによって甲が受けた損害は、乙が責任を持ってその賠償を行う。
4. 甲又は乙において、強制執行、競売、保全処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生等の法的倒産手続の申立があったとき、もしくはこれに準ずる状態に陥った場合、相手方は本契約を即時解除することができる。
5. 前各項にかかわらず、甲および乙は、契約期間中といえども相手方に対して、1 ヶ月前までに文書をもって通知することにより、本契約の解約をすることができる。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、甲に対し、個人であると団体であるとを問わず、次の各号のいずれかの場合に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 乙が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、又はあった場合。
 - ② 乙の主要な出資者、代表者、役員、経営幹部もしくは実質的に経営権を有するもの（以下、「乙の役員等」という）が反社会的勢力である場合、又はあった場合。
 - ③ 乙又は乙の役員等が反社会的勢力への資金提供を行った場合、又は反社会的勢力と密接な関係がある場合。
 - ④ 乙又は乙の役員等が暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者である場合。
 - ⑤ 乙が甲乙間の契約の履行のために契約する者が前4号のいずれかに該当する場合。
 - ⑥ 乙が自ら又は第三者を利用して、甲に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は乙の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合。
 - ⑦ 乙が、自ら又は第三者を利用して、甲に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
 - ⑧ 乙が、自ら又は第三者を利用して、甲の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
 - ⑨ 乙が、自ら又は第三者を利用して、甲の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合。
2. 乙が、個人であると団体であるとを問わず、前項の各号のいずれかの場合に該当する場合、又は該当すると甲が認めた場合には、甲は、催告その他何らの手続を要することなく、直ちにこの契約、個別契約又はこの契約に関連して甲乙間で締結された一切の契約（以下、「甲乙間の契約」という）の全部又は一部を解除又は解約できるとともに、それにより被った損害の賠償を乙に請求することができる。
3. 甲が前条の規定により甲乙間の契約の全部又は一部を解除又は解約した場合には、乙に損害が生じて、甲はこれを一切賠償しない。

第15条（協議）

1. この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。
2. 粗大ゴミ等の処理については、別途見積扱いとする。

以上、本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各記名捺印の上、各1通保有する。

令和7年4月1日

甲 住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹 印

乙 住所
氏名

印

収入

印紙

〔収集運搬・処分用〕 産業廃棄物処理委託契約書

令和7年4月1日

排出事業者（甲）

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3

支出負担行為担当官

氏 名 海上保安庁総務部長 服部 真樹

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

収集運搬・処分業者（乙）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

乙の事業範囲

（積込み場所）

収集運搬業許可番号 第 号

（許可都道府県政令市名）（ ）

（荷下ろし場所）

第 号

（許可都道府県政令市名）（ ）

許可品目（積込み場所・荷下ろし場所に共通の許可品目のみ丸で囲む）

燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず
ガラスくず 陶磁器くず	コンクリートくず及び		鉱さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず
繊維くず	動植物性残さ		動物のふん尿	動物の死体	その他（ ）		
特別管理産業廃棄物（ ）							

処分業許可番号 第 号 （許可都道府県政令市名）（ ）

上記排出事業者甲（以下「甲」という。）と収集運搬・処分業者乙（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

第1条 乙の事業範囲は上記及び別表1のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供）

第2条 甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種類欄に併せて記入する。

2 甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別表1別紙「廃棄物データシート（WDS）」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

また、甲の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等がふされたものであ

る場合には、甲はその表示に関する事項を記載し、乙に情報提供する。

- 3 甲は、処分を委託する廃棄物が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号から第11号までに規定する特別管理産業廃棄物に該当するおそれがあるときは、本契約期間内に、別表2の上欄の廃棄物について、その下欄に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）その他による試験を行い、分析証明書を乙に提出しなければならない。
- 4 甲は、本条第2項及び第3項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、別表3に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（収集運搬・処分料金及び支払い）

- 第3条 甲の委託する廃棄物の収集運搬業務及び処分業務に関する契約金額（以下「契約単価」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙合意の上で、1回あたりの契約単価にすることができる。
- 2 甲は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に運搬・処分したことを確認し乙は甲の指定する様式「業務完了報告書」を甲に提出する。甲は乙が提出する適法な請求書を受領してから30日以内その代金を支払うものとする。

（保管）

- 第4条 乙は、甲から委託された廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）に定める保管基準を遵守し、かつ、第7条第1項に定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

（マニフェスト）

- 第5条 甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、A（排出事業者保管）票を除いて乙に交付する。
- 2 乙は、廃棄物を乙の事業場に搬入の都度、B1（収集運搬業者保管）票、B2（運搬終了）票に必要事項を記載し、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に甲に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票を保管する。また処分が完了したときは、乙はC1（処分業者保管）票及びD（処分終了）票に必要事項を記載した後、D（処分終了）票を処分終了日から10日以内に甲に送付するとともに、C1（処分業者保管）票を5年間保存する。
 - 3 乙は、本契約に係る廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、甲から交付されたマニフェストのE（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記入するとともに、そのマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認した後、10日以内にE（最終処分終了）票を甲に送付する。
 - 4 甲は、乙から送付されたB2（運搬終了）票、D（処分終了）票及びE（最終処分終了）票を、A（排出事業者保管）票とともに5年間保存する。

（最終処分に係る情報）

- 第6条 当該廃棄物に係る最終処分の場所の所在地（住所、地名、施設の名称など）、最終処分の方法及び施設の処理能力は、別表1の最終処分欄のとおりとする。
- 2 甲は、乙と最終処分業者等との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）及び許可証の写し等により、本条第1項に係る事項の確認を行うこととする。
 - 3 別表1に記載する最終処分の場所等に変更が生じた際は、乙は遅滞なく甲に通知し、必要な情報を本書に添付しなければならない。

（契約期間及び保存）

- 第7条 この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 2 甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後5年間保存する。

（法令等の遵守）

- 第8条 乙は、法令等、関係法令及び行政指導等を遵守して、廃棄物の収集運搬及び処分を行わなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

（甲の義務と責任）

- 第9条 甲は、乙から要求があった場合は、第2条各項によるもののみならず、収集運搬・処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。
- 2 甲は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより乙の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、乙は、

委託物の引き取りを拒むことができる。乙の業務に支障を生じた場合、甲は、処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

（乙の義務と責任）

第 10 条 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積込み作業の開始から乙の事業場における処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストの D（処分終了）票をもって代えることができる。

3 乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるようにしなければならない。

（業務の調査等）

第 11 条 甲は、この契約に係る乙の廃棄物の処理が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該処理の状況に係る報告を求めることができる。

2 甲は、乙に対し、予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査することができる。この場合、乙はその状況について適切な説明をしなければならない。

（再委託の禁止）

第 12 条 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬・処分業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に収集運搬業務にあつては車両が故障した場合等、処分業務にあつては施設の故障等真にやむを得ない理由により、業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、業務を再委託することができる。

（内容の変更）

第 13 条 甲及び乙は、契約期間、予定数量及び最終処分の場所の変更等については、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第 14 条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第 15 条 甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

3 乙は、甲が第 2 条各項又は第 9 条第 1 項の規定により提供した情報により、廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行なうことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

4 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

（協議）

第 16 条 甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

別表 1（第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条関係）

排出 事業場 番号	排出事業場名称			排出事業場所在地及び連絡先				排出する廃棄物の種類	
1	海上保安庁			東京都港区台場 1－4				缶類、ガラスくず類（瓶類を含む）、 廃プラスチック類、金属くず	
2	海上保安庁			東京都港区台場 1－3－1				缶類、ガラスくず類（瓶類を含む）、 廃プラスチック類、金属くず	
排出 事業場 番号	廃棄物の種 類（廃棄物 データシー ト番号）	契約単価（円）		予定数量 （日・週・月・  ）	乙の事業範囲			最終 処分 右欄の 番号	最終処分に関する情報
		収集運搬	処分		処分方法	処理能力又は埋立容量	施 設 の 所 在 地		
									① 安定型埋立（許可品目） 所在地 （住所、施設名等） 方 法 （許可番号） 処理能力 （許可期限）
									②管理型埋立（許可品目） 所在地 （住所、施設名等） 方 法 （許可番号） 処理能力 （許可期限）
									③（安定・管理・遮断・再生・他） 所在地 （住所、施設名等） 方 法 （許可番号） 処理能力 （許可期限）
収集運搬・処分別の 予定金額									
契約期間中の 合計予定金額		円		契約期間は第 7 条記載のとおり					
備考 委託する廃棄物に石綿含産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。）が含まれる場合、その旨を該当する廃棄物の種類欄に記入する。 なお、石綿含有産業廃棄物に該当するものは破碎することができない。									

別表 2（第 2 条、第 9 条関係）

廃棄物の種類			
提示する時期又は回数			

別表 3（第 2 条関係）

廃棄物情報に変更があった場合の情報文書〈廃棄物データシート及び分析証明書〉の伝達方法	
甲の担当者所属氏名及び連絡先	別紙「廃棄物データシート」のとおり
乙の担当者所属氏名	
文書の伝達方法及び伝達先 (該当欄にチェック)	☐ F A X () ☐ () e-mail ☒ 郵送 (〒 100-8976) 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 10 階
緊急時の連絡先	(代表・直通) (内線)
営業時間	: ~ :
休業日	

記入上の注意事項

1 乙の事業範囲

- (1) 許可番号欄の () 内には、当該許可を受けている都道府県政令市の名称を記入する。
- (2) 積込み場所又は荷下ろし場所が複数の都道府県政令市にまたがる場合は、事業範囲の記入欄を必要数追加する。
- (3) 許可品目のうち、特別管理産業廃棄物は、種類のみ記入する。

2 別表 1

- (1) 廃棄物の種類ごとに廃棄物データシートを作成し、該当するデータシート番号を別表 1 の廃棄物の種類欄の () 内に記入する。
- (2) 委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、該当する廃棄物の種類欄に、その旨を記入する。
- (3) 産業廃棄物の種類ごとに契約単価が異なる場合は、かっこ括弧で記入してもよい。
- (4) 契約単価欄は、該当する単位に○印を付ける。なお、1 回あたりの契約単価の場合は、「××円/回 (18 リットルポリタンク)」のように記入してもよい。
- (5) 予定数量欄は、該当する単位に○印を付ける。また、予定数量は、「××～△△」のように記入してもよい。
- (6) 乙の事業の範囲については、この契約に係る事項のみ記入する。産業廃棄物の種類ごとの処理方法、処理能力等を記入する。処理能力には、必ず単位を明記すること。また、最終処分欄は、施設所在地、最終処分方法及び処理能力（埋立面積、埋立容量等）を記入する。

3 別表 2

第 2 条第 3 項の分析証明書の提示については、法令上定められているもののほか、委託する廃棄物によって必要と認められる場合に提示するものについて、記入することができる。

4 別表 3

- (1) 乙の担当者は、複数記入してもよい。
- (2) 文書の伝達方法を複数選択する場合は、数字等により優先順位を示す。

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和6年10月29日

記入者 下久保 郁香

1	排出事業者	名称	海上保安庁海洋情報部		所属	企画課	
		所在地	〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1		担当者	下久保 郁香	
					TEL	03-3595-3602	
					FAX	03-3595-3579	
2	廃棄物の名称	一般廃棄物、可燃ごみ(紙、布、木材、塵屑)、段ボール 産業廃棄物、缶類、ガラスくず類(瓶類を含む)、廃プラスチック類、金属くず					
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	主成分 廃プラスチック 他 紙、布、木材、塵屑 缶類、ガラスくず類(瓶類) 金属くず 段ボール				MSDSがある場合、CAS No.	
	☐ 分析表添付(組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。					
4	廃棄物の種類 ☒ 産業廃棄物 ☐ 特別管理 産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☒ その他() ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 鉱さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃石綿等 ☐ 汚泥(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害)					
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロペン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) シクロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 砒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)					
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当) 非該当 ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。					
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)					
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (○) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()					
9	有害特性 (有・無・不明)	☐ 爆発性 ☐ 引火性(°C) ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性(°C) ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 重合反応性 ☐ その他()					

10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	■容器 ガーベージドラム缶() □車両() ■その他(ビニール袋:45ℓ)
14	排出頻度 数量	頻度(スポット 継続予定) 一般廃棄物:ガーベージドラム缶(容量200L 又は重量100kgまで) / (年・月・週・日) 可燃ごみ 320缶、段ボール100缶 産業廃棄物:ビニール袋(幅650mm×長さ800mm)45ℓ (年・月・週・日) 缶類、ガラスくず類(瓶類を含む)150袋、廃プラスチック類1200袋、金属くず150袋
15	特別注意事項 (有 無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載

【参考】その他の情報

・ サンプル等提供 (均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有)

・ 産業廃棄物の発生工程等

「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所
がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。

工程図への記入でも可。

(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の
判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
1				

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

仕 様 書

1 件名

測量船塵厨芥処理（京浜港東京区）（単価契約）

2 適用範囲

本仕様書は、京浜港東京区に停泊する海上保安庁測量船から発生する塵厨芥処理について適用する。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

京浜港東京区に停泊中の海上保安庁測量船、

（1）東京都港区台場1-4 官庁専用栈橋、

（2）東京都港区台場1-3-1 官庁専用岸壁

5 塵厨芥の種類及び予定数量

（1）一般廃棄物

【ガーベジドラム缶（容量200L又は重量100kgまで）】

（内訳）

- | | |
|-------------------|------|
| ・可燃ごみ（紙、布、木材、塵厨芥） | 320缶 |
| ・段ボール | 100缶 |

（2）産業廃棄物

【ビニール袋（幅650mm×長さ800mm、45L）】

（内訳）

- | | |
|-------------------|-------|
| ・缶類、ガラスくず類（瓶類を含む） | 150袋 |
| ・廃プラスチック類 | 1200袋 |
| ・金属くず | 150袋 |

6 支払方法

履行完了後、3カ月毎の年4回払いとし、海上保安庁総務部長あて請求すること。

7 仕様

（1）請負者は当庁の指定する日時に履行場所において、塵厨芥の回収を行う。
なお、家電リサイクル法及び水銀使用製品に該当するもの以外のものは、全て回収処分の対象とする。

（2）作業確認のための書類として、作業終了の都度、廃棄物処理伝票、一般廃棄物管理票及び産業廃棄物管理票を当庁監督職員へ提出すること。

- (3) 請負者は、回収毎の内訳と別添の業務完了報告書を作成し、当庁監督職員あて送付すること。

8 検査

当庁検査職員の検査合格をもって本件契約の履行があったものとする。

9 その他

- (1) 契約は単価契約とするが、数量は予定を示したものであり、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。
- (2) 本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、当庁監督職員と協議すること。
- (3) 請負者は、契約締結後直ちに一般廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを当庁検査職員に提出し、その確認を受けること。

業 務 完 了 報 告 書

- 1. 契約件名

- 2. 履行期限

- 3. 契約金額等

- 4. 完了年月日

- 5. 提出品

上記のとおり業務が完了しましたのでお届けします。

年 月 日

海上保安庁総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先 1：

連絡先 2：

上記のとおり、 年 月 日給付が完了したことを確認しました。

年 月 日

所属

官職

氏名